

議案第19号

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題再調査委員会の委員の項を次のように改める。

いじめ問題再調査委員会の委員	委員長	日額 9,200円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。	一般職の職員
	委員	日額 8,000円 ただし、聴取りその他の調	一般職の職員

		査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。	
--	--	-------------------------------------	--

別表いじめ問題専門委員会の委員の項を次のように改める。

いじめ問題専門委員会の委員	委員長及び部会長	日額 9,200円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。	一般職の職員
	委員	日額 8,000円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。	一般職の職員

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

いじめ問題再調査委員会及びいじめ問題専門委員会の委員報酬について、調査活動又は報告書作成の事務と会議での日額差、委員と委員長の日額差を設ける改正を行うため、この条例案を提出するものである。

## つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則（略）			本則・附則（略）		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
職	報酬	相当する職	職	報酬	相当する職
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
いじめ問題再調査委員会の委員長	日額 9,200円	一般職の職員	いじめ問題再調査委員会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
委員	ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。				
	委員	日額 8,000円			
	ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。	一般職の職員			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
いじめ問題専門委員会の委員長及び	日額 9,200円	一般職の職員	いじめ問題専門委員会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
員	ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。				
	部会長				
	委員	日額 8,000円			
	ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の	一般職の職員			

	事務に従事した場合は、日額24,000円とする。				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)